

第一点といたしましては、市費負担の増を来さないということの保証は絶対ないんじゃないかということがあります。市の負担を来さないということについては、立派な知事、立派な市長というところでもって、そういった方々が約束されていることは、一つ信用していいんじゃないかというような立場から先ほどの提案理由の説明が行われているわけですから、けれども、原則二者も指摘されましたように水道の問題、それから消防の問題、これは今回の問題とは全く逆なものでござりました。水質の問題から水道の都一元化の問題、あるいは一元化した機動力の強化という立場からの消防問題に対する都移管の問題、全くこれとは逆でござりました。そのときも立派な市長、立派な知事の間に水道問題についても都が受けても絶対値上げはいたしません。市民の皆さんには絶対御迷惑はかけません。また消防の関係につきましてもその負担の増加を市に求めることは絶対にございせんというような約束がな

されて水道、消防の問題が移管されましたことは御案内のとおりでございます。

しかしながらその後の推移を見てみますと、水道の問題はどんどん値上げして市民の生活を圧迫しておりますことは御承知のとおりでございます。さらにまた消防の問題につきましても、負担の増加が年々ふえまして市財政を厳しく圧迫してあることも皆さん方御承知のとおりでございます。この問題につきまして、結局今の約束が将来にわたって保証されるかということについては、全く私はこの二つの問題から見ても信用がならないというふうに断言せざるを得ないわけではございます。

それから先ほども反対意見にも述べられましたけれども、せいぜい五、六年間だけは持ちまなうということの約束でござります。六年たったらどうなるのか。五十六年の六月にもし市が受け入れたら、一体どれくらいの市費の負担があ

るだろうかということとを理事者の方に質問したこともござい
ます。大体その当時において一億かかるだろうということとし
た。市が一億負担しなければ、二園の運営ができないという
のが、五十六年六月当時のお話でございます。と言ふことにな
りますと、仮に今から五、六年先にこの二園の問題が都の方
の補助が全然突っ放されて、しかもあのときの移管の約束として
五、六年間だけは見ますよと、後は市でしかるべくという形で
市へ移管したものであるから、後は一つどうさんぞというふ
うにして突っ放された場合、やはり二億から二億五千万円く
らいの市の負担の増加が当然生じて来るのではなからうかと
いふふうに思っております。

またこついったいろいろと東京都にお世話になっている市の立場
から都の言うことを聞かなきゃいけないんじゃないかというような行
政当局の難しい立場も私は少しく理解できるものであります
けれども、しかしこの問題につきましては、単に青梅や瑞穂がや

ったからうちの方もやらなきゃいけないんじゃないかというような
単純な考え方ならば、例えば町田市なんかにおいては、依然
として移管反対だという態度を議会ともどもに貫いてい
こつということになっておるわけです。これでもう運営されて
わけです。

さういった立場から、この問題につきまして、前二者の反対
者と同様に反対意見を申し述べさせていただくものであり
ます。以上でございます。

○議長（森田治男君） 以上で討論は終わります。

これより議案第セナ六号について起立により採決いたしま
す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を
求めます。

賛成者（森田治男君）

○議長（森田治男君）起立多数であります。よって議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

○議長（森田治男君）以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

各委員会審査のため、明十日から十二日までの三日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）御異議なしと認めます。よって明十日から十二日までの三日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は十月十三日午前十時から開きます。本日はこれをもって散会いたします。

午前十二時二十九分散会

写

福総庶発第二千十七号

昭和六十一年十月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

昭和六十一年第二回福生市議会臨時会の招集について

昭和六十一年十月二日付け、福生市告示第四十号（別紙参照）をもって、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第 四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和六十一年十月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和六十一年十月九日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

(1) 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第五号）

写

福総庶発第二千二十五号

昭和六十一年十月三日

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

付議事件告示について

昭和六十一年九月二十六日付け、福議発第百九十八号をもつて依頼のあつたこのことについて、別紙写しのとおり告示したので通知します。

(写)

福生市告示第四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二条第四項の規定に基づき、昭和六十年第二回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和六十一年十月三日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 追加する付議事件

- (1) 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- (2) 市道路線の一部廃止について
- (3) ワンルームマンション建設反対に関する陳情書
- (4) マンション建設に関する陳情書

写

福総庶発第二千四十号

昭和六十一年十月三日

福生市長 田 村 匡 雄印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

付議事件告示について

昭和六十一年九月三十日付け、福議発第二百三号をもつて依頼のあつたこのことについて、別紙写しのとおり告示したので通知します。

写

福生市告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百条第四項の規定に基づき、昭和六十一年第二回福生市議会臨時会の付議事件について、次のとおり追加する。

昭和六十一年十月三日

福生市長 田 村 匡 雄印

一 追加する付議事件

(1) 陳情書の一部削除及び訂正願いについて

写

福総庶発第二千十八号

昭和六十一年十月二日

福生市長 田 村 匡 雄 ㊦

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

議案の送付について

昭和六十一年第二回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第七十五号 昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第五号）

陳情書の一部削除及び訂正願いについて

昭和六十一年八月二十九日付で提出いたしました「商業地域の住宅化抑止に関する陳情書」の内容を次のように削除及び訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

表題中「の住宅化抑止」を「内の住宅建設」に訂正し、また本文中「市におかれましては」及び「強く」を削除し、「高層マンション建築計画を抑止し」を「。したがって市においては」に訂正願います。

昭和六十一年九月三十日

陳情者

福生市大字福生七八〇番地

福生商業地域を守る会

代表 須 釜 亮 次 印

福生市議会議長

森 田 治 男 殿